

危険空き家 解体 補助金

(令和7年度 下関市危険家屋除却推進事業)



危険な空き家の解体工事費用の一部を補助します

【補助金額】

●所有者やその相続人など

補助対象経費に2分の1を乗じて得た額で40万円を限度
(重点対象地区※の場合は60万円を限度)

※ 下関市空家等対策計画に定める重点対象地区(中心市街地斜面地周辺地区)

●危険な空き家のある地域の自治会長

補助対象経費に3分の2を乗じて得た額で80万円を限度

【募集期間】

令和7年5月1日(木)～令和7年5月16日(金)

【補助件数】

20件程度(応募多数の場合は抽選)

(注意事項！)

補助金交付決定後に解体工事の契約・着手を行うこと

制度概要

1. 補助の対象となる危険家屋

以下の条件をすべて満たすもの

- (1) 空き家（おおむね年間を通して使用実績のない常時無人な状態の建築物）であること
- (2) 市内に存する建築物であること
- (3) 住宅（床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたもの）であること
- (4) 戸建てであること（長屋住宅の各戸を含み、共同住宅を除く）
- (5) 木造 又は 鉄骨造であること
- (6) 不良度判定が100点以上であること（要綱別表第1）
- (7) 周辺への危険度があるものであること（要綱別表第2）
- (8) 個人が所有するものであること
- (9) 空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項の規定による命令に係る特定空家等でないこと

2. 補助対象者

以下のすべてに該当する方

- (1) 危険家屋を処分する権利を持つ方、又は危険家屋の存する地域の自治会長
- (2) 下関市の市税の滞納がなく、暴力団関係者でない方

3. 補助対象経費

市内の解体業者に依頼して行う危険家屋の解体工事の費用

（ただし、家屋の一部を解体する工事費用（長屋の一部を解体する工事は除く）、塀や樹木などの付属物の撤去費用、家財の処分費用等は補助対象経費になりません）

4. 補助金の額

●所有者やその相続人など

補助対象経費に2分の1を乗じて得た額で40万円が限度

（危険家屋の敷地が重点対象地区（中心市街地斜面地周辺地区）に位置する場合は60万円が限度）

●危険な空き家のある地域の自治会長

補助対象経費に3分の2を乗じて得た額で80万円が限度

5. 募集件数

20件程度（応募多数の場合は抽選）

6. 注意事項

補助金交付決定後に解体工事の契約・着手を行うこと

補助金交付の流れ（概略）

申請者

